政府業務継続計画(首都直下地震対策)

新 旧 対 照 表

令和８年 11 月 27 日

目次

第１章　総則 1
第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項 5
第３章　行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項 21

第１章　総則

変更前	変更後
２　対象	**２　対象**
首都直下地震発生時には、被災地域である東京圏の経済活動の停滞や社会的な混乱が、連鎖的に被災地域以外の地域にも支障を及ぼすことから、被災地域において、災害応急対策を実施することに加え、被災地域以外の地域においても、被災地域の支援、経済活動の停滞の補完や、地域住民の生活を維持することが強く求められる。また、全国的又は国際的な取引、協力、システムの維持等に係る機能を維持することも必要である。これらは、国の行政機関である内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本省等の中央組織（以下「中央省庁」という。）のみならず、地方支分部局やその下に置かれる事務所等を含めた政府全体の取組を通じて行われるものである。	首都直下地震発生時には、被災地域である東京圏の経済活動の停滞や社会的な混乱が、連鎖的に被災地域以外の地域にも支障を及ぼすことから、被災地域において、災害応急対策を実施することに加え、被災地域以外の地域においても、被災地域の支援、経済活動の停滞の補完や、地域住民の生活を維持することが強く求められる。また、全国的又は国際的な取引、協力、システムの維持等に係る機能を維持することも必要である。これらは、国の行政機関である内閣官房、内閣法制局、内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本省等の中央組織（以下「中央省庁」という。）のみならず、地方支分部局やその下に置かれる事務所等を含めた政府全体の取組を通じて行われるものである。
３　省庁業務継続計画との関係	**３　省庁業務継続計画との関係**
この場合において、各府省等は、首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。また、非常時優先業務については、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で整理するものとする。	この場合において、各府省等は、首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するために必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。また、非常時優先業務については、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で整理するものとする。
内閣府は、本計画と省庁業務継続計画との整合性を確保するため、必要に応じ、各府省等と調整を行う。	防災庁は、本計画と省庁業務継続計画との整合性を確保するため、必要に応じ、各府省等と調整を行う。
４　被害想定	**４　被害想定**

第１章　総則

変更前	変更後
中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成 25 年 12 月）では、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎が主に立地する東京都千代田区永田町、霞が関等の地区は、周辺の低平地と比較して、相対的に固い地盤上にあり、地震動の増幅が小さい領域に位置するため、耐震基準に適合している建物において倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低いとされている。また、この地区は、電力、通信・情報システム、上下水道等が被災した場合でも、各事業者が優先的に復旧することとなっており、地震に対して一定の強靱性を有しているものということができる。	中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」（令和７年 12 月）によれば、以下のとおりである。
（新設）	・政府機関（中央省庁）が集積する千代田区永田町、霞が関等の都心周辺や東京都庁の立地する新宿副都心周辺は、比較的堅固な地盤に位置しており、非常時優先業務を行う官公庁施設は建築基準法の基準を上回る耐震性能が確保されていることから、首都直下地震の発生により建物損壊等の大きな損傷が生じるおそれは小さいが、想定を超える強い地震動による庁舎等の損傷、非常用発電設備の停止等により、一部の機関で業務再開に一定の制約が発生する可能性があり、災害対応をはじめとする政府機能に影響が生じるおそれがある。
（新設）	・政府機関（中央省庁）等や東京都庁が立地するエリアでは、電力、通信、上下水道等のライフラインの地震対策は相対的に進んでおり、また、首都中枢機関のうち国会、中央省庁、東京都庁及び金融決済機関の重要施設については、電力供給が途絶えないよう、電力需要抑制の計画停電の対象外とされている。しかし、首都直下地震が発生した場合、単独系統から受電している機関においては、当該

変更前	変更後
	機関へ電力供給を行う最寄りの変電所が地震動等により被害を受けて機能停止し、停電が発生するリスクも存在する。また、被災した場合でも優先的に復旧される対象となっているが、交通麻痺や停電、通信途絶等により、復旧作業の開始や資機材の調達に大幅な時間を要し、各事業者の想定どおりに復旧がなされないおそれがある。
しかしながら、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、本計画は、同ワーキンググループが想定する震度分布や被害様相を念頭に置いた上で、特に不確実性が高い項目については、より過酷な被害様相を呈することを想定することとする。具体的には、次のとおりである。	政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、本計画は、同ワーキンググループが想定する震度分布や被害様相を念頭に置いた上で、特に不確実性が高い項目については、より厳しい被害様相を呈することを想定することとする。具体的には、次のとおりである。
①　停電、商用電話回線の不通及び断水は、１週間継続する。 ②　下水道の利用支障は、１か月継続する。 ③　地下鉄の運行停止は、１週間継続する。ＪＲ及び私鉄の運行停止は、１か月継続する。 ④　主要道路の啓開には、１週間を要する。	①　停電は、１週間継続する。計画停電等の電力の需要抑制は、１か月程度継続する。 ②　商用電話回線（固定・携帯）・インターネットアクセス回線の不通は、１週間継続する。 ③　上下水道の利用支障は、１か月継続する。 ④　地下鉄の運行停止は、１週間継続する。ＪＲ及び私鉄の運行停止は、１か月継続する。 ⑤　主要道路の啓開には、１週間を要する。
なお、この場合において、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の一部が使用不能となることも想定することとする。	また、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用できなくなるという事態、さらには東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる最悪の事態も想定し、政府の代替拠点について検討する。
５　その他	**５　その他**

第１章　総則

変更前	変更後
首都直下地震以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、本計画を参考にすることとする。	富士山の大規模噴火に伴う広域降灰など首都直下地震以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、本計画を参考にすることとする。

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
第１節　首都直下地震発生時における対応	**第１節　首都直下地震発生時における対応**
政府は、国内外に向け、災害に関する正確かつ迅速な情報提供に努めるとともに、我が国の経済の信用を維持するため、的確に情報を発信する。	政府は、情報収集体制を確保し、国内外に向け、災害に関する正確かつ迅速な情報提供に努めるとともに、我が国の経済の信用を維持するため、的確に情報を発信する。
３　非常時優先業務の実施	**３　非常時優先業務の実施**
被災地域以外の地域における業務の実施に当たっては、第２節２（２）に基づき措置するところにより、必要に応じ、中央省庁の権限を地方支分部局等に委任し、中央省庁は、非常時優先業務に専念することができる体制を確立する。	被災地域以外の地域における業務の実施に当たっては、第２節２（２）に基づき措置するところにより、必要に応じ、中央省庁の業務を地方支分部局等が代行等し、中央省庁は、非常時優先業務に専念することができる体制を確立する。
（１）発生直後から概ね３日目まで	**（１）発生直後からおおむね３日目まで**
政府は、首都直下地震の発生直後から概ね３日目までの間、被災地域において、緊急輸送ルートを確保しつつ、人命の救助を最優先に被災者の保護を行い、被災地域の混乱を回避するために不可欠な措置を講ずる。また、国内外の信頼を喪失することがないよう金融機能の安定を確保し、国民経済上の混乱を回避するための措置を講ずるとともに、被災地域への支援による業務体制の再編を図りつつ、国民の日常生活に支障が生じないよう公共サービスの確保・提供を行う。さらに、首都直下地震による混乱等に適切に対処しつつ、我が国の存立に不可欠な防衛、公共の安全と秩序の維持及び外交の処理を中断することなく実施する。	政府は、首都直下地震の発生直後からおおむね３日目までの間、被災地域において、人命の救助を最優先に被災者の保護を行い、被災地域の混乱を回避するために不可欠な措置を講ずる。また、国内外の信頼を喪失することがないよう金融機能の安定を確保し、国民経済上の混乱を回避するための措置を講ずるとともに、被災地域への支援による業務体制の再編を図りつつ、国民の日常生活に支障が生じないよう公共サービスの確保・提供を行う。さらに、首都直下地震による混乱等に適切に対処しつつ、我が国の存立に不可欠な防衛、公共の安全と秩序の維持及び外交の処理を中断することなく実施する。とりわけ、首都直下地震発生直後から発生後おおむね１日目までの間は、人命救助に向けた体制構築等や、我が国の防衛及び警備など我が国として維持しなければならない業務を確実に実施できるようにする。
①　内閣機能に関する業務	①　内閣機能に関する業務

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
政府は、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集及び分析を行い、これに基づき、非常時優先業務の継続に係る重要政策に関する方針の決定、総合調整等を行う。また、国内外に向け、これらの情報を的確に発信する。	政府は、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集及び分析を行い、これに基づき、非常時優先業務の継続に係る重要政策に関する方針の決定、総合調整等を行う。また、国内外に向け、５に定めるところにより、これらの情報を的確に発信する。
②　被災地域への対応に関する業務 政府は、次に掲げるとおり、緊急輸送ルートを確保しつつ、被災者の生命及び身体の安全を確保することを最優先に実施する。また、被災地域の混乱を回避するため、主要なライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧を行うとともに、遺体の収容等を行い、社会秩序を維持し、ボランティア等の国内外からの人的・物的支援の受入れを行う。 ア　救助・救急、医療及び消火活動 イ　交通の確保及び緊急輸送活動 ウ　避難者や帰宅困難者等の安全確保 エ　食料、飲料水、燃料等の物資の供給の確保 オ　遺体の収容、検視・死体調査及び身元確認 カ　被災地域における社会秩序の維持 キ　被災地域に所在する駐日外国公館等の重要施設の警備 ク　ライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧、二次災害・複合災害の防止 ケ　国内外からの人的・物的支援の受入れ	②　被災地域への対応に関する業務 政府は、次に掲げるとおり、被災地域への対応に関する業務を実施するに当たり、被災者の生命及び身体の安全を確保するための業務を最優先に実施する。また、主要なライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧を進めるとともに、遺体の収容等を行い、社会秩序を維持し、国内外からの人的・物的支援の受入れを行う。また、首都直下地震発生直後から発生後おおむね１日目までの間は、被災者の生命及び身体の安全を確保するための業務に注力する。 ア　救助・救急 イ　保健・医療・福祉 ウ　消火活動 エ　避難者や帰宅困難者、要配慮者等の安全確保 オ　交通の確保及び緊急輸送活動 カ　食料、飲料水、燃料等の物資の供給の確保 キ　遺体の収容、検視・死体調査及び身元確認 ク　被災地域における社会秩序の維持 ケ　被災地域に所在する駐日外国公館等の重要施設の警備 コ　ライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧、二次災害・複合災害の防止 サ　国内外からの人的・物的支援の受入れ シ　被害情報等の収集・発信

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
③　金融・経済の安定に関する業務 政府は、次に掲げるとおり、東京圏には国際的にも重要な金融機能が集積していることを勘案し、首都直下地震により、我が国の金融システムに対する内外の信頼を喪失することがないよう、金融機能の安定を確保する。また、被災地域以外の地域において、被災地域の経済活動の停滞による重要物資の不足や価格の高騰等の異常な事態に対処するための措置を講ずる。 ア　金融決済の円滑の確保 イ　証券市場及び商品市場における公正な取引の確保 ウ　外国為替相場の安定 エ　食料、飲料水、医薬品等の買占め及び売惜しみの防止による物価の安定 オ　電力供給の増強の要請 カ　燃料等の重要物資の売渡し又は増産の要請 キ　重要産業に係るサプライチェーンの維持・復旧支援	③　金融・経済の安定に関する業務 政府は、次に掲げるとおり、東京圏には国際的にも重要な金融機能が集積していることを勘案し、首都直下地震により、我が国の金融システムに対する内外の信頼を喪失することがないよう、金融機能の安定を確保する。また、被災地域以外の地域において、可能な限り平時の状況が維持されるよう被災地域の経済活動の停滞による重要物資の不足や価格の高騰等の異常な事態に対処するための措置を講ずる。 ア　金融決済の円滑の確保 イ　証券市場及び商品市場における公正な取引の確保 ウ　外国為替相場の安定 エ　食料、飲料水、医薬品等の買占め及び売惜しみの防止による物価の安定 オ　電力供給の増強の要請 カ　燃料等の重要物資の売渡し又は増産の要請 キ　重要産業に係るサプライチェーンの維持・復旧支援
④　国民の生活基盤の維持に関する業務 政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、被災地域に対して消防職員、医療関係者等の災害対応要員の派遣が行われる中で、被災地域以外の地域における業務執行の体制を再編し、国民生活との関連性の高い公共サービスについて、日常生活に支障が生じないよう維持する。 ア　消防・救急体制の確保 イ　医療提供体制の確保 ウ　気象等の予報、警報等 エ　情報通信及び放送の維持	④　国民の生活基盤の維持に関する業務 政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、被災地域に対して消防職員、医療関係者等の災害対応要員の派遣が行われる中で、被災地域以外の地域において、業務執行の体制を再編し、国民生活との関連性の高い公共サービスについて、日常生活に支障が生じないよう維持する。 ア　消防・救急体制の確保 イ　医療提供体制の確保 ウ　気象等の予報、警報等 エ　情報通信及び放送の維持

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
オ　航空交通管制及び海上交通管制 カ　公的年金、雇用保険、生活保護費等の給付 キ　食品等の安全性の確保	オ　航空交通管制及び海上交通管制 カ　公的年金、雇用保険、生活保護費等の給付 キ　食品等の安全性の確保
⑤　防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務 政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、我が国の社会秩序の混乱に乗じた武力攻撃、犯罪、治安の悪化等が生じるおそれがあり、平常時にも増してこのような事態に備える必要がある中で、我が国の安全保障を確保するとともに、国民の生命、身体及び財産の保護を図る。 ア　我が国の防衛及び警備 イ　暴動、騒乱等の鎮圧、テロリズム等の防止その他の危機管理対応 ウ　犯罪の捜査並びに被疑者の逮捕及び留置 エ　出入国の管理 オ　原子力施設の安全性の確保	⑤　防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務 政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、我が国の社会秩序の混乱に乗じた武力攻撃、犯罪、治安の悪化等が生じるおそれがあり、平時にも増してこのような事態に備える必要がある中で、我が国の安全保障を確保するとともに、国民の生命、身体及び財産の保護を図る。 ア　我が国の防衛及び警備 イ　暴動、騒乱等の鎮圧、テロリズム等の防止その他の危機管理対応 ウ　犯罪の捜査並びに被疑者の逮捕及び留置 エ　出入国の管理 オ　原子力施設の安全性の確保
⑥　外交関係の処理に関する業務 政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、被害状況、これに対してとられた措置の概要等の情報提供、緊急援助の受入れなど、平常時にも増して外国政府、国際機関等との連携協力が必要となる中で、良好な外交関係を維持し、在外邦人の権利等の保護を図る。 ア　外交政策の実施 イ　外国政府、国際機関等との交渉及び協力 ウ　海外における国民の生命、身体等の保護	⑥　外交関係の処理に関する業務 政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、被害状況、これに対してとられた措置の概要等の情報提供、緊急援助の受入れなど、平時にも増して外国政府、国際機関等との連携協力が必要となる中で、良好な外交関係を維持する。また、在外邦人の権利等の保護や被災地域以外の地域における旅券の発給等について支障が生じないよう、これらの業務の継続を図る。 ア　外交政策の実施 イ　外国政府、国際機関等との交渉及び協力 ウ　海外における国民の生命、身体等の保護

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
エ　旅券の発給及び査証に係る業務	エ　旅券の発給及び査証に係る業務
（２）概ね３日目から１週間まで	**（２）おおむね３日目から１週間まで**
政府は、首都直下地震の発生後概ね３日目から１週間までの間、引き続き被災地域における被災者の保護等に係る業務を実施しつつ、被災者への生活再建の支援を本格化させる。また、災害の事態の推移に応じ、被災地域の経済活動の代替措置を講ずるとともに、国民生活との関連性の高い公共サービスの提供水準の回復を図る。金融機能の安定、防衛、公共の安全と秩序の維持、外交関係の処理に関する業務を引き続き実施する。	政府は、首都直下地震の発生後おおむね３日目から１週間までの間、引き続き被災地域における被災者の保護等に係る業務を実施しつつ、被災者への生活再建の支援を本格化させる。また、災害の事態の推移に応じ、被災地域の経済活動の代替措置を講ずるとともに、国民生活との関連性の高い公共サービスの提供水準の回復を図る。金融機能の安定、防衛、公共の安全と秩序の維持、外交関係の処理に関する業務を引き続き実施する。
①　内閣機能に関する業務 政府は、引き続き、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等の情報の収集及び分析、非常時優先業務の継続に係る総合調整等を行う。また、国内外に向け、これらの情報を的確に発信する。	①　内閣機能に関する業務 政府は、引き続き、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等の情報の収集及び分析、非常時優先業務の継続に係る総合調整等を行う。また、国内外に向け、５に定めるところにより、これらの情報を的確に発信する。
②　被災地域への対応に関する業務 政府は、（１）②に掲げる被災者の保護等に係る業務を引き続き実施しつつ、次に掲げるとおり、被災者の生活再建の支援及び被災地域の社会秩序の回復に係る業務を本格的に実施する。 ア　被災者の広域避難への支援 イ　応急仮設住宅の建設への支援 ウ　被災地域の保健衛生、防疫、遺体の埋火葬等 エ　災害廃棄物の処理への支援 オ　被災した児童生徒等の教育機会の確保	②　被災地域への対応に関する業務 政府は、（１）②に掲げる被災者の保護等に係る業務を引き続き実施しつつ、次に掲げるとおり、被災者の生活再建の支援及び被災地域の社会秩序の回復に係る業務を本格的に実施する。 ア　被災者の広域避難への支援 イ　応急仮設住宅確保への支援 ウ　被災地域の保健衛生、防疫、遺体の埋火葬等 エ　災害廃棄物の処理への支援 オ　被災した児童生徒等の教育機会の確保 カ　物資調達・供給支援

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
（３）概ね１週間以降	**（３）おおむね１週間以降**
政府は、首都直下地震の発生後、概ね１週間以降において、引き続き被災地域における被災者の生活支援等の災害応急対策に係る業務を実施する。また、業務執行の体制を回復させながら、国民生活との関連性の高い公共サービスを提供する水準の回復を図る。金融・経済機能の安定、防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに外交関係の処理に関する業務は、引き続き実施する。	政府は、首都直下地震の発生後、おおむね１週間以降において、引き続き被災地域における被災者の生活支援等の災害応急対策に係る業務を実施する。また、業務執行の体制を回復させながら、国民生活との関連性の高い公共サービスを提供する水準の回復を図る。金融・経済機能の安定、防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに外交関係の処理に関する業務は、引き続き実施する。
４　関係機関の連携	**４　関係機関の連携**
政府は、第２節２（１）に基づき、首都直下地震の発生直後から府省等相互の連携を強化し、必要に応じて、内閣府が内閣官房と連携して総合調整を行うことにより、非常時優先業務の総合的かつ一体的な実施を図る。また、政府は、地方公共団体、公共的機関、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との間で、被害状況等に関する情報を共有しつつ、有機的に連携協力を図ることにより、中央省庁の非常時優先業務の機動的かつ効果的な実施を図る。	政府は、第２節２（１）に基づき、首都直下地震の発生直後から府省等相互の連携を強化し、必要に応じて、防災庁が内閣官房と連携して総合調整を行うことにより、非常時優先業務の総合的かつ一体的な実施を図る。また、政府は、地方公共団体、公共的機関、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との間で、被害状況等に関する情報を共有しつつ、有機的に連携協力を図ることにより、中央省庁の非常時優先業務の機動的かつ効果的な実施を図る。
５　情報の発信	**５　情報の発信とそのための情報収集体制の強化**
政府は、社会不安を解消し、国民の理解と協力を確保するため、首都直下地震による被害状況、これに対してとられた措置の概要等の正確かつ迅速な情報提供に努めるとともに、我が国の経済の信用を維持するため、金融決済システム、証券市場等における取引の状況等について、国内外に向け、的確に情報を発信する。この場合において、記者会見、報道機関への資料配付に加え、インターネット等多様な媒体を積極的に活用し、併せて、外国語による情報の発信をも行う。	政府は、社会不安を解消し、国民の理解と協力を確保するため、首都直下地震による被害状況、これに対してとられた措置の概要等の正確かつ迅速な情報発信に努めるとともに、我が国の経済の信用を維持するため、金融決済システム、証券市場等における取引の状況等について、国内外に向け、的確に情報を発信する。情報発信に当たっては、記者会見、報道機関への資料配付に加え、各府省等が相互に連携しながら、マスメディア、インターネット、ＳＮＳなどあらゆる媒体を活用して、被害情報のほか安心・安全につながる情報を含めた正確な情

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
	報を適時的確に積極的に発信することにより、デマや流言による社会不安の解消や、我が国の経済の信用維持を図る。くわえて、やさしい日本語や多言語による情報発信を行う。
（新設）	各府省等は、情報発信を適切に行うため、ＳＮＳ上の情報の分析等を含めた情報収集体制を確保することとし、あらかじめ、人員確保、連絡体制の構築、情報収集手段の整備等を行うものとする。
７　職員及び庁舎のあっせん	**７　職員及び庁舎のあっせん**
内閣府は、各府省等が省庁業務継続計画を適正に遂行しているにもかかわらず、不測の事態により、当該府省等で職員の調整を行ってもなお非常時優先業務又は当該業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）に従事する職員が不足する場合に、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の非常時優先業務及び管理事務に従事する職員以外の職員を求めのあった府省等の非常時優先業務又は管理事務に従事させるため、府省横断的な職員のあっせんを行う。	防災庁は、各府省等が省庁業務継続計画を適正に遂行しているにもかかわらず、不測の事態により、当該府省等で職員の調整を行ってもなお非常時優先業務又は当該業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）に従事する職員が不足する場合に、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の非常時優先業務及び管理事務に従事する職員以外の職員を求めのあった府省等の非常時優先業務又は管理事務に従事させるため、府省横断的な職員のあっせんを行う。
内閣府は、政府全体の見地から、より緊急性の高い非常時優先業務の執務環境を確保するため、各府省等が中央省庁の庁舎で非常時優先業務の全部又は一部を継続することが困難な場合に、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の庁舎の一部を求めのあった府省等に融通するためのあっせんを行う。	防災庁は、政府全体の見地から、より緊急性の高い非常時優先業務の執務環境を確保するため、各府省等が中央省庁の庁舎で非常時優先業務の全部又は一部を継続することが困難な場合に、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の庁舎の一部を求めのあった府省等に融通するためのあっせんを行う。
第２節　政府の業務継続への備え	**第２節　政府の業務継続への備え**
政府は、あらかじめ、中央省庁の非常時優先業務を定め、当該業務を実施するために必要な執行体制及び執務環境を確保することにより、首都直下地震発生時において、中央省庁が非常時優先業務を的確	政府は、あらかじめ、中央省庁の非常時優先業務を定め、当該業務を実施するために必要な執行体制及び執務環境を確保することにより、首都直下地震発生時において、中央省庁が非常時優先業務を的確

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
かつ迅速に実施することができるよう、万全を期する。具体的には、第１章４の被害想定により、中央省庁の庁舎において、１週間にわたり停電し、断水し、及び外部から食料等の補給が行われない状況で、中央省庁の非常時優先業務又は管理事務を担当する職員が交代により非常時優先業務又は管理事務を実施することができる体制の整備を目指す。	かつ迅速に実施することができるよう、万全を期する。具体的には、第１章４の被害想定により、中央省庁の庁舎において、少なくとも１週間にわたり外部から食料等の補給が行われない中で、外部からの支援を受けなくとも中央省庁の非常時優先業務又は管理事務を担当する職員が交代により非常時優先業務又は管理事務を実施することができる体制の整備を目指す。
１　非常時優先業務の決定	**１　非常時優先業務の決定**
各府省等は、２（４）により把握した首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数では不足する場合には、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。また、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で非常時優先業務を位置付けるものとする。	各府省等は、２（４）に掲げる参集調査を適切に実施するとともに、参集調査により把握した首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数では不足する場合には、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。また、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で非常時優先業務を位置付けるものとする。
２　執行体制	**２　執行体制**
政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、社会全体としての業務継続体制の構築、職務代行者の選任及び地方支分部局の長等への権限委任を推進するとともに、管理事務を担当する職員を含め、職員が速やかに中央省庁の庁舎に参集し、１週間にわたり当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することができる体制を構築するなど、平常時から非常時優先業務の執行体制を確保するものとする。	政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑かつ確実に実施されるよう、社会全体としての業務継続体制の構築、職務代行者の選任及び地方支分部局等による業務代行等を推進するとともに、管理事務を担当する職員を含め、職員が速やかに中央省庁の庁舎に参集し、１週間にわたり当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することができる体制を構築するなど、平時から非常時優先業務の執行体制を確保するものとする。
（１）社会全体としての業務継続体制の構築	**（１）社会全体としての業務継続体制の構築**
政府は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び管理事務の実施、そのための職員や庁舎の融通等	政府は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び管理事務の実施、そのための職員や庁舎の融通等

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
について、府省等相互の連携が機能するよう、あらかじめ、内閣府及び内閣官房を中心に連携体制を構築するものとする。	について、府省等相互の連携が機能するよう、あらかじめ、防災庁及び内閣官房を中心に連携体制を構築するものとする。
各府省等は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び管理事務の実施、そのための職員の調整等について、地方支分部局等を含む関係部局相互の連携や、地方公共団体、公共的機関、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との必要な連携協力が機能するよう、あらかじめ、これらの事項の連携体制を省庁業務継続計画に定めるものとする。	各府省等は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び管理事務の実施、そのための職員の調整等について、地方支分部局からの応援等を含む関係部局相互の連携や、地方公共団体、公共的機関、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との必要な連携協力が機能するよう、平時から協定締結や共同訓練等を通じて関係を構築するものとし、あらかじめ、これらの事項の連携体制を省庁業務継続計画に定めるものとする。
（２）緊急的な権限委任	**（２）中央省庁業務の地方支分部局等による業務代行等**
政府は、首都直下地震発生時における中央省庁と地方支分部局等との業務の役割分担について、あらかじめ模擬的な検討を行った上で、中央省庁が非常時優先業務に注力することができるよう、地方支分部局等の職員等の被災地域への支援、補完又は代替に係る調整や突発的重大事案に係る指揮監督など、中央省庁が関与しなければ機能しない業務を除く大臣等の権限について、首都直下地震発生時において緊急に地方支分部局の長等に委任することができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。	道路・鉄道施設の被害や停電による交通機関の運行停止等により、出勤できる職員数が圧倒的に不足する可能性がある。そのため、各府省等は、中央省庁が行う非常時優先業務のうち、被災地域以外に関係する業務など、首都直下地震発生時に中央省庁ではなく地方支分部局等で執務を行った方が効率的な業務については、あらかじめ模擬的な検討を行った上で業務を選定し、当該業務について、首都直下地震発生時において地方支分部局等が代行等することができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
（新設）	また、地方支分部局等においては、当該業務を遂行できる体制の確保を事前に行っておくものとする。その際、デジタル技術を活用した遠隔での応援の実施についても検討するものとする。
（４）職員の参集状況の把握、参集要員の確保等	**（４）職員の参集状況の把握、参集要員の確保等**

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
各府省等は、第１章４の被害想定を踏まえ、首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合に中央省庁の庁舎へ参集することができる職員の人数について、内閣府が定める方法により調査を行い、時間別に把握するものとする。	各府省等は、第１章４の被害想定を踏まえ、首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合に中央省庁の庁舎へ参集することができる職員の人数について、防災庁が定める方法により調査を行い、時間別に把握するものとする。その際、職員やその家族が被災する可能性があるほか、障害を持つ職員や育児・介護等に当たる職員は参集できない可能性があることを想定して、参集できる職員を把握するものとする。
各府省等は、あらかじめ、参集要員の氏名、担当する非常時優先業務又は管理事務等を記載した名簿を作成するなど、参集要員に関する情報を適切に管理するとともに、参集要員に対し、必要な事項の周知を行うものとする。	各府省等は、あらかじめ、参集要員の氏名、担当する非常時優先業務又は管理事務等を記載した名簿を作成し、参集要員に関する情報を適切に管理するとともに、参集要員に対し、必要な事項の周知を行うものとする。
（新設）	参集要員の呼集に当たっては、職員の生命及び身体の安全確保や、執務環境における二次災害の発生の防止を最優先とするものとする。さらに、各府省等は、参集要員等の業務負荷を軽減し、職員の心身の健康を維持するため、地方支分部局等による広域的な応援体制を構築できるよう努めるものとする。
各府省等は、必要により相互に連携協力しつつ、通常の勤務時間以外の時間に参集要員へ参集を指示するシステム並びに全職員及びその家族の安否等に関する情報を自動的に集約するシステムを構築するよう努めるものとする。	各府省等は、通常の勤務時間以外の時間に参集要員へ参集を指示するに当たっては、システムの活用を図るとともに、全職員及びその家族の安否等に関する情報を自動的に集約するシステムを活用するものとする。
３　執務環境	**３　執務環境**
政府は、首都直下地震発生時に、１週間にわたり中央省庁の庁舎に職員が常駐して非常時優先業務を実施することができるよう、庁舎の耐震安全化、電力及び通信・情報システムの確保、物資の備蓄等を推	政府は、首都直下地震発生時に、１週間にわたり中央省庁の庁舎に職員が常駐して非常時優先業務を実施することができるよう、庁舎の耐震安全化、電力等及び通信・情報システムの確保、物資の備蓄等を

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
進し、平常時から非常時優先業務及び管理事務に係る中央省庁の執務環境を確保するものとする。	推進し、平時から非常時優先業務及び管理事務に係る中央省庁の執務環境を確保するものとする。
（新設）	また、首都直下地震発生後に公共交通機関が停止・減便した場合にあっても業務を実施することができるよう、テレワーク実施環境を構築するものとする。
（１）庁舎の耐震安全化等	**（１）庁舎の耐震安全化等**
各府省等は、首都直下地震発生時において、職員等の安全性の確保と非常時優先業務に必要な機能が維持されるよう、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」（平成 22 年３月国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）を参考に、中央省庁の庁舎の耐震安全性を確保するとともに、非常時優先業務の内容に応じて要求される施設機能を確保するための対策を講ずるものとする。	各府省等は、首都直下地震発生時において、職員等の安全性の確保と非常時優先業務に必要な機能が維持されるよう、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」（国土交通省）を参考に、中央省庁の庁舎の耐震安全性を確保するとともに、非常時優先業務の内容に応じて要求される施設機能を確保するための対策を引き続き講ずるものとする。
また、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部材の耐震化等の措置を講ずるものとする。	また、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部材の耐震化等の措置を引き続き講ずるものとする。
（新設）	くわえて、多くの中央省庁の庁舎において老朽化が進行していることから、想定を上回る事態を視野に入れた老朽化対策の在り方を検討し、計画的に必要な対策に取り組むものとする。
（２）電力の確保	**（２）電力等の確保**
内閣府は、首都直下地震発生時に、中央省庁の庁舎において、電力が安定的に供給され、又は早期の復旧が図られるよう、電気事業者との間で、協力体制の充実を図るものとする。	防災庁は、首都直下地震発生時に、中央省庁の庁舎において、電力が安定的に供給され、又は早期の復旧が図られるよう、電気事業者との間で、協力体制の充実を図るものとする。
各府省等は、中央省庁の庁舎において、電力供給設備の多重化の措置を講ずるとともに、非常用発電設備については、非常時優先業務及	各府省等は、中央省庁の庁舎において、電力の二系統引込を含む電力供給設備の冗長化の措置を講ずるとともに、非常時優先業務及び管理事務を１週間程度継続するために必要な非常用発電設備の燃料を確

変更前	変更後
び管理事務を１週間程度継続するために必要な燃料を確保するものとする。	保するものとする。くわえて、外部非常用電源との接続の確保、燃料油を使わない電源の確保等を進める。
（新設）	各府省等は、首都直下地震発生後に電力、上下水道、都市ガス等のライフラインの早期復旧を図るため、各ライフライン事業者との平時からの連絡体制の構築に努めるものとする。
（３）通信・情報システムの確保	**（３）通信・情報システムの確保**
内閣府は、首都直下地震発生時に、中央省庁の庁舎において、通信・情報システムが安定的に稼働し、又は早期の復旧が図られるよう、電気通信事業者との間で、協力体制の充実を図るものとする。	通信・情報システムを保有する府省等は、首都直下地震発生時に、中央省庁の庁舎において、通信・情報システムが安定的に稼働し、又は早期の復旧が図られるよう、電気通信事業者やＩＴベンダーとの間で、協力体制の充実を図るものとする。
各府省等は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等の措置を講ずるものとする。	各府省等は、首都直下地震発生時の通信の可用性が向上する措置を講ずるものとする。例えば、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、屋内携帯電話基地局への庁舎非常用電源の接続等、通信網の冗長化の措置を講ずるものとする。
また、各府省等は、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン（第２版）」（平成 24 年５月内閣官房情報セキュリティセンター）に基づき、「情報システム運用継続計画」を作成し、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、必要により相互に連携協力して、平常時の情報システム設置拠点と同時被災しないことが想定される場所にバックアップシステムを確保する等の措置を講ずるものとする。	また、各府省等は、各府省等の情報システム及び業務実施環境（業務用ＰＣやネットワーク環境）については、災害発生時の行政機能の継続等のレジリエンスの確保やセキュリティの確保等に資するガバメントクラウド（政府共通のクラウドサービスの利用環境）及びＧＳＳ（政府共通の標準的な業務実施環境）への移行を原則とするほか、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについては、「政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン（第３版）」（令和７年７月内閣官房国家サイバー統括室）に基づき、「情報システム運用継続計画」を作成し、ＩＴ－ＢＣＰ（ＩＴシステムが停止した際に、迅速かつ効率的に業務を再開・継続するための計画）を推進するものとする。

変更前	変更後
	各府省等は、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、平時の情報システム設置拠点と同時被災しないことが想定される場所にバックアップシステムが確保されているなど、情報システムの機能継続が担保されているかの見直しを行うものとする。
（４）物資の備蓄	**（４）物資の備蓄等**
各府省等は、首都直下地震発生時に、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないよう、その庁舎等において、参集要員の１週間分及び参集要員以外の職員等の３日分程度の物資を備蓄するものとする。特に、第１章４により下水道の利用支障は１か月継続することを想定することから、首都直下地震発生時における仮設トイレの提供について事業者との協定の締結を推進する等の措置を講ずるものとする。また、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄するものとする。	各府省等は、首都直下地震発生時に、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ、生理用品等の物資が不足することがないよう、その庁舎等において、参集要員の１週間分及び参集要員以外の職員等の３日分程度の物資を備蓄するものとする。特に、第１章４により上下水道の利用支障は１か月継続することを想定することから、首都直下地震発生時における仮設トイレの提供について事業者との協定の締結を推進する等の措置を講ずるものとする。備蓄品の調達に当たっては、女性等にも配慮するものとする。また、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄するものとする。
（新設）	物流の混乱の長期化により、省庁間での融通や個別企業との協定によってもなお、各府省等において物資が枯渇し、かつ追加の物資調達が自らできなくなる場合に備え、緊急災害対策本部が当該物資の調達について調整を行えるようにする。
（新設）	**（５）テレワークの活用による既定の庁舎以外での執務環境の確保**
（新設）	首都直下地震発生後に鉄道等の公共交通機関が停止・減便した場合にあっても業務を実施できるよう、テレワークを活用できるようにする。このとき、首都直下地震発生後に職員が自宅でテレワークを行うことができない場合に備え、各府省等の地方支分部局等の庁舎を活用

変更前	変更後
	してテレワークを行うことができる執務環境を構築するものとする。その際、あらかじめ、庁舎の電源や通信網について、災害時に継続できるか、確認しておくものとする。
（新設）	また、各府省等の地方支分部局等の庁舎を活用する際には、他省庁の職員も柔軟に受け入れることを考慮するものとする。
（５）代替庁舎の確保	（削除）
各府省等は、首都直下地震発生時に中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替庁舎を確保し、省庁業務継続計画において、代替庁舎の場所、代替庁舎に移転して実施する非常時優先業務、代替庁舎における執行体制、執務環境等について定めるものとする。この場合において、東京都心部以外の代替庁舎は、第３章１を踏まえ、立川広域防災基地周辺を基本に検討するものとし、第３章１に係る代替庁舎の確保、代替庁舎への職員の移動手段、宿泊施設等の確保等に係る具体的なオペレーションについて、内閣府における検討と併せて、検討するものとする。さいたま新都心等の他の地域に代替庁舎を確保するときは、立川広域防災基地との間の通信・情報システムや輸送経路の確保についても、検討するものとする。	（削除）
４　教育及び訓練の実施並びに評価の実施及び計画の見直し	**４　教育及び訓練の実施並びに評価の実施及び計画の見直し**
政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、平常時から各府省等の職員に対し、非常時優先業務の継続に係る教育及び訓練を実施するとともに、本計画の実効性について評価を行い、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。	政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、平時から各府省等の職員に対し、非常時優先業務の継続に係る教育及び訓練を実施するとともに、省庁業務継続計画の実効性について評価を行う。各府省等は、その結果を踏まえ、適宜、省庁業務継続計画を見直すものとする。
（１）教育の実施	**（１）教育・研修の実施**

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
各府省等は、その職員に対し、首都直下地震発生時において非常時優先業務を継続することの意義、非常時優先業務の内容、非常時優先業務を実施するために必要な執行体制、執務環境等について教育を行うものとする。	各府省等は、その職員が首都直下地震を「自分ごと」として捉えて、各家庭において平時からの防災対策を進めるために、首都直下地震発生時に起こりうる事態、住宅の耐震化や家具の固定といった職員とその家族の命を守るために有効な対策等について、教育を行うものとする。 また、参集要員に対し、首都直下地震発生時において非常時優先業務を継続することの意義、非常時優先業務の内容、非常時優先業務を実施するために必要な執行体制、執務環境等について研修を実施し、より理解が深まるようにする。
（２）訓練の実施	**（２）訓練の実施**
政府は、閣僚等の参集、安否等の確認、非常時優先業務の執行体制等について、定期的に訓練を実施するものとする。	政府は、閣僚等の参集、安否等の確認、非常時優先業務の執行体制等について、定期的に訓練を実施し、政府業務継続計画等の実効性を検証するものとする。
各府省等は、その所掌に係る金融、医療、燃料、物流等の分野ごとに必要な訓練を横断的に実施するよう、関係する地方公共団体、指定公共機関、民間事業者等に要請するとともに、これらの者と合同で訓練を実施するものとする。	各府省等は、その所掌に係る金融、医療、燃料、物流等の分野ごとに必要な訓練を横断的に実施するよう、関係する府省等、地方公共団体、指定公共機関、民間事業者等に要請するとともに、これらの者が作成する業務継続計画を了知した上で、合同で訓練を実施するものとする。
（３）評価の実施及び計画の見直し	**（３）評価の実施及び計画の見直し**
政府は、非常時優先業務がより適切に実施されるよう、本計画の実効性について評価を行い、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。	政府は、非常時優先業務がより適切に実施されるよう、適宜、本計画を見直すものとする。
内閣府は、評価の項目及び手法を定め、政府全体の業務継続の統一性又は総合性を確保する見地から、本計画及び省庁業務継続計画の実	防災庁は、評価の項目及び手法を定め、政府全体の業務継続の統一性又は総合性を確保する見地から、省庁業務継続計画の実効性につい

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

変更前	変更後
効性について、有識者等による評価を行い、当該評価等を勘案して、適宜、本計画の改定案を作成するとともに、必要に応じ、省庁業務継続計画について、各府省等と調整を行うものとする。	て、有識者等による評価を行う。各府省等は、当該評価等を勘案して、必要に応じ、省庁業務継続計画を見直すものとする。
各府省等は、省庁業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、これを見直すよう、当該省庁業務継続計画に定めるものとする。	また、防災庁は、各府省等の非常時優先業務を実施する上で関係府省間の連携が必要な業務について、省庁横断的な体制の下、非常時優先業務の目標開始時間等に係る関係府省間の調整を行う。

第３章　行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

変更前	変更後
１　代替拠点への移転	１　緊急災害対策本部の代替拠点への移転
緊急災害対策本部の設置場所については、首都直下地震により総理大臣官邸が使用できない事態となった場合には、次の順序に従い、速やかに被災状況等を勘案して変更する。総理大臣官邸の機能が回復した場合には、速やかに総理大臣官邸に戻す。 ①　内閣府（中央合同庁舎第８号館。ただし、同庁舎が使用できるようになるまでの間は、中央合同庁舎第５号館） ②　防衛省（中央指揮所） ③　立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）	緊急災害対策本部の設置場所については、首都直下地震により総理大臣官邸が使用できない事態となった場合には、次の順序に従い、速やかに被災状況等を勘案して変更する。総理大臣官邸の機能が回復した場合には、速やかに総理大臣官邸に戻す。 ①　防災庁（中央合同庁舎第８号館） ②　防衛省（市ヶ谷地区） ③　立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）
２　中央省庁の代替庁舎への移転	２　中央省庁の代替拠点への移転
（新設）	（１）代替拠点の確保
（新設）	各府省等は、首都直下地震発生時に自らの庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替となる執務場所（以下「代替拠点」という。）を確保しておくものとする。各府省等は、省庁業務継続計画において、代替拠点となる庁舎の場所、代替拠点に移転して実施する非常時優先業務、代替拠点における執行体制、執務環境等について定めておくものとする。
（新設）	また、政府は、代替拠点となり得る庁舎において、想定を上回る事態を視野に入れた老朽化対策の在り方を検討し、計画的に必要な対策に取り組む。
（新設）	（２）代替拠点への移転
各府省等は、第２章第１節７による内閣府のあっせんによっては中央省庁の庁舎において非常時優先業務の全部又は一部を継続すること	各府省等は、第２章第１節７による防災庁のあっせんによっては中央省庁の庁舎において非常時優先業務の全部又は一部を継続すること

第３章　行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

変更前	変更後
が困難な場合、１により代替拠点に移転した場合等に、自主的な判断により、第２章第２節３（５）に基づき、省庁業務継続計画に定めた代替庁舎に移転する。	が困難な場合、自主的な判断により（（３）の場合を除く。）、省庁業務継続計画に定めた代替拠点に移転する。その際、中央省庁のすべての非常時優先業務を代替拠点に移転して実施するのではなく、第２章第２節２（２）で定める当該省庁の地方支分部局等による業務代行等を積極的に活用する。
（新設）	**（３）緊急災害対策本部の災害対策本部予備施設への移転に伴う関係省庁の立川代替拠点への移転**
（新設）	１により緊急災害対策本部が立川広域防災基地内の災害対策本部予備施設に一時的に移転した場合、緊急災害対策本部員が所属する府省等（以下「関係省庁」という。）は、立川広域防災基地及びその周辺にあらかじめ定めた代替拠点（以下「立川代替拠点」という。）に執務環境を構築し、緊急災害対策本部と関係省庁との連絡調整等を行う体制を整備する。そのため、関係省庁は、２（１）により代替拠点を定める際には、立川代替拠点を必ず含めるものとする。
（新設）	この場合、立川代替拠点において関係省庁の非常時優先業務のすべてを実施することはできないことから、関係省庁は、非常時優先業務について、立川代替拠点にて実施するもの、２（１）に定める関係省庁の他の代替拠点にて実施するもの、地方支分部局等による業務代行等により実施するものに仕分けた上で、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。その際、立川代替拠点への職員の移動や執務環境の立ち上げに係る具体的なオペレーションや、緊急災害対策本部、立川代替拠点、他の代替拠点それぞれとの間の連携に必要な通信・情報システムの確保についても、検討しておくものとする。その際、防災庁は、これらの緊急災害対策本部の災害対策本部予備施設への移転に係る関係省庁との総合調整を行う。

第３章　行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

変更前	変更後
（新設）	防災庁及び関係省庁は、緊急災害対策本部が災害対策本部予備施設に一時的に移転することを想定した訓練を定期的に実施するものとする。
３　今後の検討課題	３　今後の検討課題
総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎が壊滅的な被害を受け、首都中枢機能が著しく低下する事態は想定し難いものの、政府の業務継続のためには、あらゆる事態を想定する必要がある。	第１章で想定する首都直下地震が発生した際に、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎が壊滅的な被害を受け、首都中枢機能が著しく低下する事態は想定し難いものの、第１章４の被害想定を上回る事態など、政府の業務継続のためには、あらゆる事態を想定する必要がある。
今後、第１章４の被害想定を上回る事態も想定し、１に定める場所以外の代替拠点への移転に関し、非常時優先業務を、引き続き東京都心部で実施するもの、代替拠点に移転して実施するもの、大臣等の権限を地方支分部局等の長に委任するもの等に仕分けた上で、代替拠点に移転する職員の規模及び移転する期間について検討するものとする。また、さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、大規模地震に係る現地対策本部の設置予定箇所、各府省等の地方支分部局が集積する都市（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市等）等代替拠点と成り得る地域を対象に、代替拠点への職員の移動手段、既存の庁舎、設備及び資機材の活用、宿泊施設等の確保等に係る具体的なオペレーションについても検討するものとする。	そのため、１に定める場所以外の代替拠点についても検討する必要がある。 令和８年特別国会において、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和８年法律第 78 号）が成立し、同法に基づく「副首都」等に係る検討が進められることから、東京圏外の代替拠点については、その検討を踏まえ、本計画に定めるものとする。あわせて、東京圏内の代替拠点についても検討するものとする。